

特定非営利活動法人見明川スポーツクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは特定非営利活動法人見明川スポーツクラブと称する。

(事務所)

第2条 このクラブの事務所は、理事長指定の場所に置く。

(会員)

第3条 このクラブは、個人会員、指導者、及び賛助会員をもって組織する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、浦安市及び近隣地域に住む住民を対象に、総合型地域スポーツクラブとして健康の保持増進、並びにスポーツ文化の振興に関する事業を行い、「活力と思いやりのある地域社会の創造」に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 このクラブは、前条に規定する目的を達成するため、次の

各号に掲げる事業を行う。

- (1) サークル活動
- (2) 健康体力相談事業
- (3) 研修会の開催
- (4) スポーツ大会及びスポーツ教室の開催
- (5) その他目的達成に必要なこと

第3章 入会及び会費

(入会資格)

第6条 このクラブに入会する資格を有する者は次の各号に掲げる者とする。但し、理事会が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 浦安市及び近隣地域に住む住民
- (2) スポーツを行うのに適した健康状態にある者
- (3) この規約その他このクラブの運営に係る諸規定を遵守する者
- (4) 幼児会員は必ず保護者同伴とする

(入会手続き)

第7条 このクラブに入会する者は、入会届けに所定事項を記入し、提出しなければならない。

- 2 入会時に提出した所定事項に変更が生じた場合は、変更事項を届け出なければならない。

(会費)

第 8 条 このクラブの会員は、次の各号に掲げる会費を納入しなければならない。但し理事会が認めた会員はこの限りでない。

ア 高校生以上 3,500 円

イ 中学生以下・60 歳以上 2,000 円

* 年度内の 1 月以降の入会者は会費を半額とする

(会費の納入と不返還)

第 9 条 会費は、別に定める方法で納入するものとする。この場合において納入した会費は返還しない。

第 4 章 役員

(役員)

第 10 条 このクラブに次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事長 1 名

(2) 副理事長 3 名

(3) 理事 10 名以上 15 名までとする。

(4) 監事 2 名

(5) 相談役 1 名

(理事長及び副理事長)

第 11 条 理事長及び副理事長は、総会で選出する。

2 理事長は、クラブを代表して会務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、其の職務を代理する。

(理事)

第 12 条 理事は、理事長が規定数を指名できるものとする。

2 委員は、このクラブの運営に当たる。

(事務局員)

第 13 条 事務局員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

2 事務局は、このクラブの **会員管理**、会計、保険事務を処理する。

第 14 条 監事は、会員の中から理事長が委嘱する。

2 監事は、会計、事業の監査をする。

(役員の任期)

第 15 条 役員の任期は 2 年とする。

2 理事、事務局員、監事の再任は、妨げない。

第 16 条 事務局員を設ける。

2 事務局員は一定の時間給を得ることが出来る。

(時間給については理事会にて定める)

第 5 章 理事会

(設置)

第 17 条 このクラブの事業の円滑な遂行に資するため、理事会を置く。

2 理事会は、理事、及び専門部(部長)で構成する。

(会議)

第 18 条 理事会の会議は、理事長が招集する。

(会議の成立)

第 19 条 会議は、役員の過半数以上の出席がなければ、これを開くことができない(委任状含む)。ただし、同一議題について再度会議を開く場合はこの限りでない。

(議決)

第 20 条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

(議決事項)

第 21 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員の選出に関すること。
- (4) その他クラブの運営に係る重要事項。

第 6 章 専門部

(設置)

第 22 条 本規約第 16 条に基づき円滑に且つ確実に運営するため専門部を置く。

- (1) 総務部 財政・会員管理・会議開催・会計・保険・資産管理・
クラブハウス管理
- (2) イベント部 各行事・市主催行事
- (3) 広報部 クラブだより・ホームページ管理

第 7 章 サークル

(設置)

第 23 条 このクラブに以下に掲げるサークルを置く。

- (1)バウンドテニス (2)サッカー (3) フットサル (4)ユニバーサルホッケー (5)体幹トレーニング、太極拳 (6)合気道
- (7)スポーツ吹き矢 (8)卓球 (9)ランニング・ウォーキング
- (10) 社交ダンス (11) パークゴルフ (12)ゴルフ (13) スキー

2 前項各号に規定するサークルの運営に必要な事項は、別に定める。

(活動場所)

第 24 条 第一項各号に規定するサークルの活動場所は、浦安市立
見明川小・中学校運動場、体育館及びその他の施設とする。

(活動時間)

第 25 条 第 22 条第一項各号に規定するサークルの活動は、毎週土
曜日に行うものとする、但し理事会が認めた場合この限りでない。

2 一つのサークルの活動時間は、二時間を原則とする。

第 8 章 会計

(クラブの経費)

第 26 条 クラブの経費は、会員の拠出する会費、補助金、寄付金
及び他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 27 条 このクラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31
日までとする。

第 9 章 事故の責任

(事故の責任)

第 28 条 会員は、このクラブの活動に当たっては、自己の責任に
おいて行動し、このクラブ及び指導者に対して一切の損害補償を
請求しないものとする。

(保険の加入)

第 29 条 本クラブは「団体総合補償制度費用保険」に加入し、全ての会員が補償の対象者となる

第 10 章 クラブハウス規定

1（名称）特定非営利活動法人見明川スポーツクラブ クラブハウスとする。

2（目的）別途定める使用細則を遵守し、本規約第 2 章目的に準じ、会員の親睦、会議などを行う場とする。

3（利用時間）基本的に活動日とする、但し届け出があればその限りでない。

第 11 章 細則

（細則）

第 30 条 この規約に定めのない事項及びこのクラブの運営上必要な細則は、理事会の議決を経て決める。

（規約の改正）

第 31 条 この規約、及びクラブハウス規定は理事会の議決を経て改正できるものとする。

附則

平成 14 年 3 月 20 日制定

平成 16 年 3 月 20 日改正

平成 18 年 3 月 20 日改正

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 4 月 11 日改正

平成 24 年 5 月 13 日改正

平成 25 年 4 月 21 日改正

平成 27 年 4 月 15 日改正

平成 31 年 4 月 1 改正

(施行期日)

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日施行する。